

みずほ財形積立預金規定

1. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定のスーパー定期利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定のスーパー定期利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。
利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以降に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以降の利息計算日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数に応じて解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. 届出事項の変更、ご契約の証の再発行等

- (1) ご契約の証もしくは印章を失ったとき、または印章・氏名・住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) ご契約の証もしくは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) ご契約の証を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

3. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監査人の選任がされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4．印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえには、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5．譲渡、質入れの禁止

(1) この預金およびご契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

6．保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、ご契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務があり、当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく意義を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担します。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. 解約

- (1) この預金は、当行所定の日を以て解約し、お客さま用の管理口座へ入金します。なお、当該管理口座についても、この規定が適用されるものとします。
- (2) この預金の解約日までの利息および解約日以後の利息は、前号の管理口座の元金全額の払戻日に支払います。なお、この預金の解約日以後の利息は、この預金の解約日時点の元金について解約日から払戻日前日までの日数に応じて払戻日における普通預金の利率により計算します。

8. 規定の改定

本規定の改定する場合は、当行本支店の窓口またはA T Mコーナーにおいて、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以上

(2017年1月1日現在)